

福山市介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス（短期集中予防サービス）実施要綱

（事業の目的）

第1条 福山市介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス（短期集中予防サービス）（以下「事業」という。）は、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）を対象として、体力の諸要素を包括的に向上するための運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上、認知症の予防に関する支援並びに活動的な生活を送るための社会資源等の情報を提供することにより、利用者がその居宅及び住み慣れた地域において自立した生活機能を維持し、活動的で生きがいのある日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は福山市とする。

（対象者）

第3条 事業の対象者は、要支援者及び事業対象者とする。なお、事業実施に当たっては、地域包括支援センターが、当該要支援者及び事業対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき、決定することとする。

2 事業対象者とは、65歳以上の者であって、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が認められた者とする。

（事業の内容）

第4条 この事業は3か月12回を1期間とし、利用者の生活機能の維持、向上に向けて、運動プログラム又は複合プログラムを通所形態で行うものとする。運動プログラムは（1）、（2）、（5）、（6）及び（7）の事項を組み合わせ実施し、複合プログラムは（1）から（7）の事項を組み合わせ実施する。

- （1）いきいき百歳体操の実施
- （2）転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図るための筋力向上運動等
- （3）栄養改善を図るための栄養相談や栄養教育等
- （4）口腔機能の向上を図るための口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練等
- （5）認知症の予防を図るための情報提供や脳トレ等
- （6）活動的な生活を送るための社会資源等の情報提供等
- （7）自宅で実施できる自主運動や生活習慣に向けての助言・指導

（事業の委託）

第5条 市長は、高齢者を対象に介護予防に資する健康の保持・増進を目的とした事業の実施が可能な法人等であって、事業が円滑かつ適正に運営できる事業所を有するもの（以下、「受託機関」という。）に委託するものとする。

（委託料）

第6条 委託料は、別表のとおりとする。

（受託機関の責務）

第7条 受託機関は、サービス提供開始前にサービス担当者会議に出席しなければならない。

- 2 受託機関は、この事業を円滑かつ適正に実施するため、必要な専門職員を配置しなければならない。
- 3 受託機関は、実施する曜日、時間帯を事前に届け出たうえで事業を実施しなければならない。
- 4 受託機関は、実施会場として一人当たり3平方メートル以上のスペースを確保しなければならない。
- 5 受託機関は、従事職員に自身の清潔保持と健康の管理に努めさせなければならない。
- 6 受託機関は、事業実施中に発生した事故等については、速やかに市へ報告するとともに、受託機関が責任をもって対処しなければならない。
- 7 受託機関は、受託区域内の地域資源の把握に努め、利用者に適当な情報提供をしなければならない。

8 受託機関は、事業の主旨に則り事業運営を行い、事業終了後に利用者が住み慣れた地域の中で、自助努力に基づき生活できるよう、最大限の支援をしなければならない。

(利用者の責務)

第8条 利用者は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに受託機関に連絡しなければならない。

2 利用者は、設定した目標を達成するために、最大限の自助努力を行わなければならない。

(利用者負担)

第9条 この事業の利用者負担は、無料とする。

(地域包括支援センターの責務)

第10条 地域包括支援センターは、申出者に対し、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、介護予防ケアマネジメント（アセスメント、介護予防サービス・支援計画表の作成、サービス担当者会議の実施）を行い、事業の利用調整を行わなければならない。

2 地域包括支援センターは、事業参加に係る問診を実施した結果、事業参加により病状の悪化が予想される等、医師の判断が必要な場合は、介護予防検査票を申出者に対し発行し、受診を促し、その結果を確認した後にサービスの利用調整を行わなければならない。

3 地域包括支援センターは、受託機関から事業の報告を受けた後、再度利用者に対しアセスメントを行い、その後必要とするサービスの利用調整を行わなければならない。

4 地域包括支援センターは、事業を終了した日の属する月の翌月からモニタリングを実施した場合、最長3か月間介護予防ケアマネジメント費を請求することができる。ただし、他の介護保険サービスの利用等でこれを請求する場合を除く。

(個人情報の保護)

第11条 受託機関は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第12条 受託機関は、外部に事業の再委託を行うことはできないものとする。ただし、送迎業務については、送迎業務の再委託に関する届出書を市長に提出のうえ、行うことができるものとする。

(関係機関との連携)

第13条 市、地域包括支援センター及び受託機関は、互いに連携を図るなかで、事業の効果的な実施を図るものとする。

2 地域包括支援センター、受託機関は必要に応じて、かかりつけ医師及びその他の関係機関と連携を図るものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(二次予防事業対象者への経過措置)

1 二次予防事業対象者のうち、2015年（平成27年）4月1日以降において、二次予防事業対象者決定期間が残る者で、2014年度（平成26年度）末までに二次予防事業に参加したことのない者かつ地域包括支援センターのアセスメントにより事業への参加が必要と認められる者は、経過措置として2015年（平成27年）9月末までは、事業の参加を認めるものとする。

2 経過措置による参加に係る手続きについては、従来の二次予防事業対象者と同様の扱いとし、介護予防サービス・支援計画表の作成、サービス担当者会議の実施は必要ないものとする。なお、サービス担当者会議

の実施に代わり、受託機関は事業開始前に利用者宅に事前訪問し、身体機能の状況等を把握するとともに、開始日時や送迎時間等の連絡を行うものとし、それ以後の利用者の取扱いは、事業対象者と同様とするものとする。

- 3 利用者は、福山市介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス（短期集中予防サービス）利用申出書（様式第3号）に利用者基本情報（様式第4号）及びアセスメントシート（様式第5号）を市長に提出しなければならない。また、介護予防検査票を必要とする者は併せて提出しなければならない。
- 4 市長は、利用の申出を受けたときは、申出者が前項の要件を満たしていると認めた場合、福山市介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス（短期集中予防サービス）利用決定通知書（様式第6号）を申出者及び受託機関に通知するものとする。
- 5 利用者は、福山市介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス（短期集中予防サービス）利用申出書（様式第3号）を市長に提出後、事業開始までの間に、利用者の状態の変化に伴う事業所の変更、事業の利用の廃止がある場合には、福山市介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス（短期集中予防サービス）利用変更（廃止）申出書（様式第7号）をすみやかに市長に提出しなければならない。

この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

この要綱は、2015年（平成27年）6月1日から施行する。

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

この要綱は、2021年（令和3年）6月1日から施行する。

この要綱は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

委託料は、実施プログラムに応じた基準額を基本とし、利用者1人につき1回当たりの金額を実施回数に応じて支払うものとする。

2 走島町及び山野町の利用者への実施に当たっては、前項に定める基準額とは別に加算するものとする。

3 利用者から第8条に定める連絡があった場合又は何らかの事情等により本事業が実施されなかった場合に当たっては、委託料の支払いは発生しないものとする。

プログラム		基準額 (利用者1人につき1回当たりの委託料)
	運動プログラム	5,300円
	複合プログラム	6,200円
加算		1回の往復につき
	走島町	3,760円
	山野町	360円